

介護保険におけるマイナンバーの確認について



平成28年1月から介護保険制度の届出や申請の際には、個人番号（マイナンバー）の記入及び本人確認が必要となります。

届出・申請の際には、個人番号を確認できる書類（A）及び本人確認できるもの（B）が必要となります。また、本人以外の代理人が申請をする場合は、本人の個人番号を確認できる書類（C）、代理権の確認ができる書類（D）及び代理人の本人確認ができる書類（E）が必要です。

本人が申請をする場合（AとBの両方の書類が必要です。）

★★個人番号カードの場合は個人番号カードのみでA・B両方を兼ねることができます。

A（個人番号の確認） 通知カード または 個人番号が記載された住民票の写し	+	B（本人確認 ①または②） ① いずれか1点（写真付きのもの） 運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降の交付日のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など ② いずれか2点 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療・健康保険・船員保険の被保険者証、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、官公署又は個人番号利用事務実施者から発行された書類（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）など
---	---	--

代理人が申請をする場合（C、D、Eすべての書類が必要です。）

C（本人の個人番号確認） 本人の個人番号カード（コピー可） または 本人の通知カード（コピー可） または 本人の個人番号が記載された住民票の写し	+	D（代理権の確認） 委任状 または 法定代理人の場合は戸籍謄本、その他その資格を証明する書類 ※ 上記の書類が無くても、申請に必要な本人の ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証等（官公署から本人に発行された書類）を持参していれば、代理権があるものとみなします。	+	E（代理人の本人確認 ①または②） ① いずれか1点（写真付きのもの） 個人番号カード（代理人）、運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降の交付日のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、介護支援専門員証など ② いずれか2点 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療・健康保険・船員保険の被保険者証、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、官公署又は個人番号利用事務実施者から発行された書類（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）など
--	---	---	---	--

※マイナンバーの確認が必要となる届出、申請については、裏面をご覧ください。

介護保険課で取り扱っている業務のうち マイナンバーの確認が必要となる届出・申請 一覧

(資格、保険料等)

- ・ 被保険者証の交付
- ・ 被保険者証の再交付
- ・ 介護保険料減免・徴収猶予の申請
- ・ 介護保険給付額減額免除の申請
- ・ 介護保険 住所地特例 適用・変更・終了の届出
- ・ 介護保険 適用除外施設入所・退所の届出

(要介護認定)

- ・ 要介護認定申請（新規・更新・変更）
- ・ 介護保険サービスの種類の指定の変更の申請

(保険給付)

- ・ 高額介護（介護予防）サービス費の支給の申請
- ・ 高額医療合算サービス費の支給の申請
- ・ 特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定
- ・ 特定入所者の負担限度額に関する特例の申請
- ・ 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）の届出
- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給の申請
- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給の申請
- ・ 介護保険居宅介護（予防）サービス費等支給の申請（償還払用）
- ・ 介護保険利用者負担額減額・免除等の申請
（旧措置入所者に関する認定申請を含む）
- ・ 介護保険法施行令第22条の2の2第6項及び第29条の2の2第6項の規定の適用の申請（介護保険基準収入額適用申請）